

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 （商 号）

当社は、住友精密工業株式会社と称し、英文では Sumitomo Precision Products Co., Ltd. と表示する。

第 2 条 （本店の所在地）

当社は、本店を兵庫県尼崎市に置く。

第 3 条 （目 的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の製品の製造・販売及び修理

- (1) プロペラ・脚その他の航空宇宙用機器
- (2) 熱交換器・油圧機器・半導体及びMEMS製造装置・送風機その他の産業用及び輸送用機械器具
- (3) オゾン発生装置その他の電気機械器具並びにオゾン水・オゾンガスその他のオゾン応用品
- (4) 環境保全用機械器具
- (5) 前記各製品に関連する機械器具・装置及びプラント

2. 土木・建築及び設備工事の請負

3. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

第 4 条 （機関の設置）

当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

第 5 条 （公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式 及 び 株 主

第 6 条 （発行可能株式総数及び単元株式数）

当会社の発行可能株式総数は、2 千万株とする。

- ② 単元株式数は、1 0 0 株とする。

第 7 条 （株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託する。

第 8 条 （株式の取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いについては、取締役会の定める株式取扱規程による。

第 9 条 （基 準 日）

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定する日を定めることができる。

第 10 条 （単元未満株式の買増し）

単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

第 11 条 （单元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に定める請求をする権利

第 3 章 株 主 総 会

第 12 条 （招集の時期）

定時株主総会は、毎年 6 月に招集する。

- ② 前項のほか、必要のつど臨時株主総会を招集する。

第 13 条 （招集の場所）

株主総会は、本店の所在地において招集する。

ただし、本店の所在地において招集できない特別な事情のあるときは、その隣接地において招集することができる。

第 14 条 （招集権者及び議長）

株主総会は、社長執行役員が招集し、その議長となる。

- ② 社長執行役員に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、代行者がこれに当たる。

第 15 条 （決 議）

総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 16 条 （株主総会参考書類等の電磁的方法による開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い電磁的方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 17 条 （議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を行使しうる他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、代理人は 1 名に限る。

- ② 前項の場合には株主又は代理人は、委任状を当会社に差し出さなければならない。

第 18 条 （議 事 録）

総会の議事及びその他法令に定める事項については、議事録を作り、これを当会社に保存する。

第 4 章 取締役、取締役会及び執行役員

第 19 条 （員 数）

当会社に取り締役 10 名以内を置く。

第 20 条 （選 任）

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を必要とする。

- ② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 21 条 （解 任）

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 22 条 （任 期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

第 23 条 （役付取締役及び代表取締役）

取締役会は、その決議をもって取締役中から取締役会長 1 名を選定することができる。

② 取締役会は、その決議をもって代表取締役若干名を選定する。

③ 代表取締役は、おのおの当会社を代表する。

第 24 条 （報 酬 等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 25 条 （取締役会の目的）

取締役会は、法令又は本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。

第 26 条 （招集権者及び議長）

取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。

② 取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

③ 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対して会日より 3 日前に発する。ただし、取締役及び監査役全員の同意があるときは、この期間を短縮し、又は省略することができる。

第 27 条 （決 議）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

② 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

第 28 条 （議 事 録）

取締役会の議事及びその他法令に定める事項については、議事録を作り、出席した取締役及び監査役が記名押印して、これを当会社に保存する。

第 29 条 （取締役との責任限定契約）

当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限定は当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限るものとし、責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 30 条 （執行役員）

取締役会は、その決議をもって、執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させる。

- ② 取締役会は、その決議をもって、社長執行役員を定めるほか、副社長執行役員、専務執行役員及び常務執行役員を定めることができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 31 条 （員 数）

当会社に監査役 3 名以上を置き、そのうち半数以上は社外監査役とする。

第 32 条 （選 任）

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を必要とする。

第 33 条 （任 期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

第 34 条 （常勤の監査役及び常任監査役）

監査役会は、決議をもって監査役の中から常勤の監査役若干名を選定する。

- ② 監査役は、互選をもって監査役の中から常任監査役若干名を定めることができる。

第 35 条 （報 酬 等）

監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 36 条 （監査役会の目的）

監査役会は、法令又は本定款に定める権限を有するほか、監査役の職務の執行に関する事項を決定する。

ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

第 37 条 （議長及び招集権者）

監査役会は、その決議をもって監査役会の議長を選定する。

② 監査役会は、監査役会の議長が招集する。ただし、他の監査役が監査役会を招集することを妨げない。

③ 監査役会の招集の通知は、各監査役に対して会日より 3 日前に発する。ただし、監査役全員の同意があるときはこの期間を短縮し、又は省略することができる。

第 38 条 （決 議）

監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 39 条 （議 事 録）

監査役会の議事及びその他法令に定める事項については、議事録を作り、出席した監査役が記名押印して、これを当会社に保存する。

第 40 条 （監査役との責任限定契約）

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限定は当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限るものとし、責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

第 41 条 （事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

第 42 条 （剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に定める事項について取締役会の決議によって定めることができる。

第 43 条 （剰余金の配当）

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

② 当会社は、毎年 9 月 3 0 日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

③ 前 2 項のほか、当会社は基準日を定めて配当を行うことができる。

第 44 条 （配当金の除斥期間）

配当金とその支払開始の日から満 3 年を経過しても、受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

以 上